

# 「輸入果物検疫監督管理弁法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

**※ 本資料のご利用にあたって**

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 輸入果物検閲検疫監督管理弁法

「輸入果物検閲検疫監督管理弁法」が2004年12月24日国家質量監督検閲検疫総局の審査の上で公布され、2005年7月5日から実施される。

### 輸入果物検閲検疫監督管理弁法

第一条 有害生物入境管理を強化し、わが国の農業生産、人体及び財産の安全を保障し、環境を保護するため、『中華人民共和国出入境動植物検閲法』およびその実施条例、『中華人民共和国輸出入商品検閲法』およびその実施条例、『中華人民共和国食品衛生法』およびその他の関係規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は、中国入境果物の検査および監督管理に適用する。

第三条 国家質量監督検閲検疫総局(以下、「国家質検総局」という)は、全国の輸入果物検閲監督管理業務を主管する。

第四条 法律法規に別の定めのあるものを除き、郵送、ハンドキャリーによる輸入を禁じる。

第五条 輸入果物貿易契約或いは協議を締結する前に、関係規定に照らして国家質検総局で輸入果物検疫審査手続きを行い、かつ『中華人民共和国入境動植物検疫許可証』を得ること。(以下、「検疫許可証」という)

第六条 審査を受ける際に、荷受人或いは代理人は検閲検疫機構に『検疫許可証』(正本)、輸出国或いは直属検閲検疫局が発行した植物検疫証明書(以下、「植物検疫証明書」という)(正本)を提供すること。

第七条 植物検疫証明書は、以下の要求に符合しなければならない。

- (一) 植物検疫証明書の内容及び書式は国際植物検疫措置標準 ISPM 第12号『植物検疫証明書準則』の要求に合致しなければならない。
- (二) コンテナによって輸入する場合、植物検疫証明書にコンテナコードを明記しなければならない。
- (三) 既に協定(協議、協定書、覚書など。以下、同じ)を締結した場合、なお関係協定において植物検疫証明書に関する要求に符合しなければならない

第八条 検閲検疫機構は以下の規定に基づき、輸入果物に対して検閲検疫を行なう。

- (一) 中国の検閲検疫に関する法律法規、標準及び関連規定。
- (二) 中国政府が輸出国或いは現地政府と締結した双務協定。
- (三) 国家質検総局が輸出国或いは現地政府と締結した協定書。
- (四) 『検疫許可証』に明記する関係要求。

第九条 入境果物は以下の検疫検査要求に符合しなければならない。

- (一) 混装や植物検疫証明書に明記しない果物の持ち込みは禁止する。
- (二) 包装箱に中国語或いは英語で果物名、産地、包装会社或いはコードを明記しなければならない。
- (三) 中国検疫性有害生物、土壌及び枝、葉などの植物残物を持ち込むことを禁止する。
- (四) 有害毒物質の含有量は中国関係安全基準値を超えてはいけない。
- (五) 輸出国及び地域と締結した協定或いは議定書がある場合は、その協定、議定書の関係要求にも合致しなければならない。

第十条 検疫検査機関は関係マニュアル及び基準に照らし、輸入果物に対して現場検疫検査検査を行なわなければならない。

- (一) 貨物が証書と一致するかを検査する。
- (二) 第七条と第十条の規定により、植物検疫証明書、包装箱にある関連データ及び公の検疫標識をチェックする。
- (三) 害虫、病気の兆候、枝葉、土壌および病虫の有無を検査する;怪しい状況を発見した場合は、実験室において検疫検査を行なう。
- (四) 関係規定と基準に基づき、サンプルを検査する。

第十一条 検疫検査機関は関係マニュアル及び基準に照らし、実験室で検疫検査を行なわなければならない。

現場検査、あるいは実験室検疫検査中に発見された虫体、病原菌、雑草などの有害生物に対して鑑定し、サンプルにより有害毒物質検査を行い、検疫検査証明を発行する。

第十二条 検疫検査機関は検疫検査結果に照らし、輸入果物に対して別々に以下の処理を行なう。

- (一) 検査を経て合格したものは、『入国貨物検疫検査証明』を発行する。
- (二) 有害毒物質あるいは検疫対象の有害生物を発見した場合は、除害処理を実施し、検疫検査処理通達を発行する。除害処理を経て合格したものは通過を許す。
- (三) 第十条各款のいずれかに合致しないもの、インボイス不整合、あるいは検疫検査で不合格となり、若しくは有効な除害処理ができないものは、検疫検査機関が検疫検査通達を発行し、検疫検査機関の監督下で荷受人に積戻し或いは焼却を命じる。

クレームに対して必要な関係検疫検査証明書を発行する。

第十三条 輸入果物について以下のいずれかの状況がある場合、国家質検総局は状況に応じてその輸入の一時停止あるいは生産地、果樹園、包装会社の出荷の一時停止をしなければならない。

- (一) 生産地、加工地或いは周辺地域で疫病が発生している場合。
- (二) 検疫検査により中国が注目している有害生物が発見された場合。

- (三) 検疫検査により有害毒物質含有量が中国安全衛生標準値を超える場合。
- (四) 中国関係検疫検査法律法規、双務協定及び国際標準に合致しない場合。

前款の規定により輸入一時停止となった果物の輸入再開には国家質検総局の承認が必要である。

第十四条 香港、マカオ特別行政区を経て中継入国される果物は原箱、原包装、原植物検疫書(以下、「三原」という)に照らし、コンテナによって入国すべきである。入国する前に、国家質検総局が承認した香港、マカオ地域検疫機関が輸入できるかどうかまた『三原』について確認する。検査を経て合格したものは、地域検疫機関がコンテナを封緘し、封緘番号、原証明書番号、原封番号を明記した証明書類を発行する。また、速やかに証明書類を確認し、当該書類を入境港湾検疫検査機関に送付する。一回で大量のコンテナがある場合、植物検疫書は一通で良いが、国家質検総局が認可した香港、マカオ地域検疫機関の確認が必要である。

荷主或いは代理人は上述機関が確認した証明書類(正本)を持参し、検疫検査機関へ検査の申告を行わなければならない。交付された証明書類が合わない場合、検査を受け付けない。

第十五条 状況に応じて、国家質検総局は輸出国或いは地域検疫検査機構の同意を得て、検疫検査作業員を派遣し、生産地で事前検査、監督或いは産地疫情調査及び化学品使用状況調査を行なう。

第十六条 検疫検査検査を経っていない輸入果物は、検疫検査機構が指定する保管場所に置かなければならない。許可なく移動、販売、使用してはいけない。  
保管場所においては検疫検査機関は法律により監督管理を行い、かつ以下の条件に符合しなければならない。

- (一) 充分の配置スペースを有すること。
- (二) 品質と新鮮さを保持できる設備を有すること。
- (三) 検疫、防疫の要求に合致すること。
- (四) 除害処理設備を有すること。

第十七条 科学研究、贈呈、展示などの特別な用途のため、中国が禁止する輸入果物を輸入する場合、荷主或いは代理人は事前に国家質検総局或いは国家質検総局が任命する検疫検査機関に特許検疫審査手続きを行なう。入境する際には、入境港湾検疫検査機関に検査の申告を行い、検査を受ける。  
展示用果物については、展覧期間中、検疫検査機関の監督管理を受け、検疫機関の許可を得ずに、移動、販売、使用してはいけない。展示が終わったあと検疫検査機関の監督のもとで、返品或いは焼却を命じる。

第十八条 本弁法を違反したものについては、検疫検査機関は『中華人民共和国出入境動植物検疫法』及びその实施条例、『中華人民共和国輸出入商品検疫法』、『中華人民共和国食品衛生法』及び関係法律規定に照らして処罰する。

第十九条 本弁法は国家質検総局が解釈に責任を負う。

第二十条 本弁法は2005年7月5日より施行する。国家出入国検疫局が1999年12月9日に公布した『入国果物検疫管理弁法』は本弁法施行と同時に廃止する